

三鷹市公契約条例

令和7年12月26日

条例第30号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 公契約に係る労働条件の確保（第6条—第15条）

第3章 三鷹市公契約審議会（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市（以下「市」という。）が締結する公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにし、受注者及び市内事業者の経営環境に配慮した取組並びに公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行を確保することにより、一層の公共サービスの質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び売買契約その他の契約並びに三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第8条の規定により締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、受注者又はアに掲げる受注関係者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準

法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らの労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬であつて、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 市における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び契約過程における透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 市内事業者の受注機会を確保し、その活用を図ること。
- (4) 労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備を図ること。
- (5) 市と受注者との対等な関係に基づき、公契約の適正な履行に向けて取り組み、品質を確保すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本方針にのっとり、公契約に係る施策を総合的に実施するとともに、社会情勢への変化にも柔軟に対応し、不断の見直しを行わなければならない。

2 市は、実施する入札及び契約過程における手続について、公契約の適正な履行を前提としながら、受注者の事務負担軽減に努めなければならない。

3 市は、労働者等の労働環境が適正なものとなるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 市は、この条例の目的を達成するために、広く市民に趣旨を普及するよう周知に努めなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結し履行する者としての社会的責任を自覚し、この条例その他の法令を遵守するとともに、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備に努めなければならない。

第2章 公契約に係る労働条件の確保

(労働報酬下限額等の適用を受ける公契約)

第6条 次条から第15条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

- (1) 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が5,000万円以上のもの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの
- (3) 指定管理協定のうち、規則で定めるもの

2 前項の規定は、受注者が国、地方公共団体その他市長が認める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 市は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定の適用を受ける者を除く。第12条第1項、第16条第3項並びに別表1の項、8の項及び9の項を除き、以下同じ。）に対し市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第8条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る労働者等 市の区域に係る最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準で市長が必要と認めるもの

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条第1項に規定する三鷹市公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(労働環境の報告)

第9条 受注者は、規則で定めるところにより、受注した公契約における労働関係法令の遵守状況その他労働環境に関する事項及び労働者等に対する労働報酬の支払状況に関する事項を市長に報告しなければならない。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。この条、次条、第12条及び別表4の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、市、受注者又は受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実の申出をすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、前条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告、立入調査等)

第12条 市長は、市に対し第10条の規定による申出があったとき又は第7条第1項及び第15条の規定により約定した事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は市職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告又は立入調査等の結果、受注者又は受注関係者が第7条第1項又は第15条の規定により約定した事項を履行していないと認めるときは、当該受注者に対して、是正するための必要な措置を講じることを求めなければならない。

2 受注者は、前項の規定による市長からの求めがあったときは、速やかに是正のための必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

らない。

(公表)

第14条 市長は、別表5の項に定める事由による公契約の解除（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をした場合又は公契約の契約期間（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に規定する指定管理者に管理を行わせる期間をいう。）終了後に受注者若しくは受注関係者が当該事由のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公契約に係る受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約において約定する事項)

第15条 市は、公契約において、第7条第1項に規定する事項のほか、第9条及び第11条から第14条までの規定に関する事項並びに別表に規定する事項を約定するものとする。

第3章 三鷹市公契約審議会

(審議会の設置)

第16条 この条例の公正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、労働報酬下限額に係る事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、答申する。

3 市長は、第6条第1項の適用を受ける公契約（同条第2項に規定する場合を除く。）の受注者又は当該公契約の業務に従事する労働者等から、当該公契約の適正な履行に係る意見の申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査し、妥当と認めるときは、審議会に諮問するものとする。

(審議会の組織)

第17条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 事業者団体関係者 2人以内

(3) 労働者団体関係者 2人以内

2 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中

で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の運営)

第18条 前2条に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第9条から第15条までの規定は、令和9年4月1日以後に締結する契約（指定管理協定にあっては、地方自治法第244条の2第3項及び第5項の規定により公の施設の管理を行わせるものとして同日以後の日から期間を定めて指定する指定管理者との間で締結する指定管理協定）から適用する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、適切な見直しを行うものとする。

別表（第15条関係）

事 項	内 容
1 労働関係法令の遵守	受注者は、労働者等（第2条第4号アに掲げる者をいう。）に係る労働条件に関して、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る契約を締結するときは、受注者自らが遵守すべき約定事項について、当該受注関係者が遵守することとなるよう約定しなければならないこと。
3 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他必要な事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付し、周知しなければならないこと。
4 労働報酬に係る	受注者は、受注関係者が労働者等に対して労働報酬を支

連帯責任	払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
5 公契約の解除	<p>市長は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除をすることができるものとし、当該解除により受注者又は受注関係者に生じた損害について、賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条に規定する立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該立入調査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 第13条第1項に規定する必要な措置を講じないとき。</p> <p>(3) 第13条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
6 損害賠償責任	受注者は、市がこの表の5の項の規定により公契約の解除をした場合において、当該公契約の解除により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
7 公契約の解除に係る違約金	市は、この表の5の項の規定により公契約の解除をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
8 労働者等との契約条件	受注者は、労働者等（第2条第4号イに掲げる者をいう。）と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、この表の1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
9 継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の品質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。